

救済制度に関しては、当初の条例案では具体的に盛り込まれていませんでしたが、検討会議の答申で、その枠組みが示されたことを受け、このたび項目の案をまとめました。

ここでは、その項目の案を p.7 から示すに当たり、救済制度の概要として、子どもの権利侵害の現状、救済機関の位置付け、各機能などをご紹介します。

### ● 子どもの権利侵害の現状と救済制度の必要性

毎日を生き生きと過ごしている子どもたちがいる一方で、全国的にも、多くの場面で問題が取り上げられているように、いじめや児童虐待など深刻な権利侵害により、悩み苦しむ子どもたちがいることは、紛れもない事実です。

また、札幌市では、平成19年7月から8月にかけて、「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」を実施しました。その結果、例えば、友達や先輩などからの行為により「いやな思いをしたことがある。」と答えた子どもは38.8%いました。そのうち、「誰か他の人に相談した。」と答えた子どもは35.6%いたものの、相談した結果をこれらの子どもに尋ねたところ、「変わらなかった。」と答えた子どもは19.3%にのぼりました。

これらのことから札幌市では、悩み苦しんでいる子どもたちの声を早期に受けとめ、相談から実際の救済までを行う、子どもの立場に立った専門の救済機関が必要であると考えています。



### ● 救済機関の位置付けと性格

#### ① 子ども自らの成長を支援する機関

日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮すると、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく、子どもが自らの力で次のステップを踏めるような支援をすることができるよう制度設計を行う必要があります。

#### ② 第三者性を有した機関

権利侵害は、行政機関が当事者になることも考えられることから、行政から独立した立場が尊重された、第三者性を有した機関になるよう検討しています。

#### ③ 一定程度の権限を有した機関

既存の相談機関等ではあまり見られない機能として、次ページに示している、調査、調整、勧告、意見表明等の機能を有する機関となるよう検討しています。

#### ④ 他機関等との連携を考慮した機関

当事者となる行政機関の一つの部署だけでは、対応が困難であり、官民含めた他の機関、地域との連携なども考慮し、札幌市全体で権利侵害の問題から解決を目指す姿勢を明らかにしたいと考えています。

#### ⑤ 条例で設置する機関

条例で救済機関を規定することで、勧告や意見表明等の一定の権限を法的に持たせることができるとともに、制度の安定化を図ることができます。

ここでは、救済機関に求められる7つの機能を紹介します。p.11に示している「参考① 救済機関のイメージ図」と併せてご覧いただき、意見をお寄せいただく際の参考にしてください。

### ● 相談機能

権利侵害に関する相談を受け、必要な助言等を行います。ここでは、いじめなどの深刻な相談はもちろん、現に悩み苦しむ子どもの状況を解決するため、できるだけ相談の対象を幅広く捉えて対応します。

相談は、電話、面接、ファックス、手紙のほか、電子メールによる対応も検討しています。



### ● 調査機能

個別救済に関する申立てに基づき、関係資料の提出や説明を求めることなどにより、事実確認の調査を行います。なお、申立てがされない場合でも、救済機関の判断として調査する必要があると認める場合は、自己の発意に基づく調査を行う場合もあります。



### ● 調整機能

申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんや仲介を行うなど、当事者の間に入って相互理解を深め、解決を目指します。

なお、申立てがなくても、必要に応じて相談の段階から事実上の調整活動を行う場合もあります。

### ● 勧告機能

市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するものです。勧告や意見表明を受けた市の機関は、救済機関に対し、措置した結果について報告をしなければなりません。

### ● 意見表明機能

市の機関に対し、制度改善を求めるための意見を表明するものです。個々の案件をきっかけに調査した結果、市の機関の仕組み等を見直すことが望ましい場合に用いられます。

### ● 是正要請機能

道立学校や民間施設、個人など市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請するものです。



### ● 公表機能

市の機関に対する勧告や意見表明の内容、さらに、その結果措置した状況について、市民に公表することができます。また、市以外の機関に対する是正要請については、社会一般に対して効果があると判断される場合、特定の個人・施設を明示しない方法で、活動状況報告書に盛り込むことなどで、公表することができます。